「幼稚園教育要領案について」のパブリックコメント

新日本婦人の会中央本部 東京都文京区小石川 5-10-20

1、子どもたちに「国旗」「国歌」に「親しむ」ことを強要しないでほしい

小中学校の学習指導要領案と同様、初めて「前文」が設けられ、教育基本法の1条(教育の目的)と2条(教育の目標)の「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを明記。幼稚園は「学校教育の始まりとして」、教育の目的及び目標の達成をめざし、「社会に開かれた教育課程の実現」が重要と位置づけ、「総則」で「遊びを通しての指導を中心」として、「ねらい」が「達成されるように」「教育を行わなければならない」としています。新たに「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」との記述が加わり、その具体化として「正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しむ」と記され、「君が代」がわらべうたと同列に「親しむ」ようにすることに、国の意図を感じ非常に不快です。また「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」とあり、「国旗」「国歌」にさまざまな考え・思いを持つ保護者・親がいるなか、十分な判断ができない幼児期の子どもたちに一律に「国旗」「国家」を「親しむ」ことを強要することは、子どもの権利の視点からも反対です。